

第6章 原子力の研究、開発及び利用に関する活動の評価の充実

原子力の研究、開発、利用の基本的目標を達成するために行う施策は、公共の福祉の増進の観点から最も効果的で効率的でなければなりません。

国は、法律で定められている政策評価を政策に関する立案、実施、評価及び改善活動（PDCA活動）の一環に位置付けて、原子力に関する施策を継続的に評価し、改善に努め、国民に説明していくことが大切です。

原子力委員会は、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見も踏まえつつ、自ら定めた今後10年程度の期間を1つの目安とする原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととしています。

原子力委員会や関係行政機関等においては、法律に定められている様々な枠組みの下での評価や、評価の必要性を自主的に判断し独自の方法で実施する評価等、それぞれの目的に応じた形式で政策評価や事業の評価を実施し、その結果を適宜適切に政策や事業に反映すべく取組を進めています。

①原子力委員会における評価

原子力委員会は、原子力政策大綱に定めた今後10年程度の期間を1つの目安とする政策の基本的考え方の妥当性を定期的に評価し、これを通じて国民との原子力政策に関する国民との相互理解活動を進めるという方針に基づき、平成18年4月に政策評価部会を設置しました。この部会では、原子力政策を適切な政策分野に区分し、その分野毎に政策の基本方針の妥当性評価を順次実施しています。また、必要において原子力委員会が直接、あるいは関係専門部会等においてこのような評価を実施しています。

平成21年には、「エネルギー利用」に関する取組については政策評価部会において、「核融合研究開発」及び「原子力研究開発」に関する取組についてはそれぞれ核融合専門部会及び研究開発専門部会において、政策の基本方針の妥当性評価の報告書を取りまとめました。

さらに原子力委員会は、平成21年10月から原子力政策大綱に示している「放射線利用」及び「原子力人材の育成・確保」に関する政策の基本方針の妥当性について評価を開始しました。

〈原子力政策大綱に示された分野ごとの評価結果〉

○安全確保に関する評価（政策評価部会 第1回～第6回）

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/bosyu/060704/04.pdf>

○平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する評価（政策評価部会 第7回～第13回）

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/bosyu/070515/01.pdf>

- 原子力と国民・地域社会の共生に関する評価（政策評価部会 第14回～第19回）
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/bosyu/071120/01.pdf>
- 放射性廃棄物の処理・処分に関する評価（政策評価部会 第20回～第25回）
http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/bosyu/081006/seisaku081006_01.pdf
- エネルギー利用に関する評価（政策評価部会 第26回～第31回）
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/bosyu/091019/kettei090721-4.pdf>
- 核融合研究開発に関する評価（核融合専門部会 第10回～第17回）
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/kakuyugo2/houkoku/090122-houkokusyo.pdf>
- 原子力研究開発に関する評価（研究開発専門部会 第3回～第12回）
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/kenkyuukaihatu/houkoku/091125-houkoku.pdf>
- 放射線利用に関する評価（定例会・臨時会 第39回、第43回、第44回、第45回、第46回、第49回～実施中）
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2009.htm>
- 人材の育成・確保に関する評価（定例会・臨時会 第39回～実施中）
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2009.htm>

② 関係行政機関等における評価

1) 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価

「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」に基づき実施される政策評価は、①国民に対する行政の説明責任の徹底、②国民本位の効率的で質の高い行政の実現、③国民的視点に立った成果重視の行政の実現、を目的に導入された制度です。関係行政機関においては、本法に基づき政策評価を実施しています。

〈原子力政策に関する主な評価結果〉

- 外務省 政策評価「原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/yosan/22/pdfs/kobetsu/9.pdf>
- 文部科学省 実績評価「原子力分野の研究・開発・利用の推進」
http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/1285530.htm
- 経済産業省 事前評価「原子力の推進・電力基盤の高度化」
http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/22fy-hyouka-new/28.pdf

2) 独立行政法人通則法に基づく独立行政法人評価

「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」に基づき実施される独立行政法人評価は、独立行政法人を所管する関係府省が各々設置する独立行政法人評価委員会において、独立行政法人の業務実績の評価を行うとともに、中期目標の策定や中期計画の認可等、様々な事項について意見を聴取し、より良い行政サービスの提供に資する法人運営を図ることを目的に実施さ

れています。

〈原子力関係の独立行政法人の評価結果〉

- (独) 日本原子力研究開発機構 平成20年度の業務実績に係る評価
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2009/09/04/1283842_03.pdf
- (独) 放射線医学総合研究所 平成20年度の業務実績に係る評価
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2009/09/04/1283841_16.pdf
- (独) 理化学研究所 平成20年度の業務実績に係る評価
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2009/09/04/1283841_17_1.pdf
- (独) 原子力安全基盤機構 平成20年度業務実績評価
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g90901a08j.pdf>